

1 現状・課題

- 令和 5 年度のいじめの重大事態件数が1,306件と過去最多となる中で、いじめの加害児童生徒に対して、毅然とした態度で指導・対応を行うことにより、確実な再発防止につなげることが必要。
- いじめの重大事態の中には、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけで対応に当たることが困難な事案も増加。
- 他方、加害児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を要する場合には、加害児童生徒に対し、外部専門家とも連携しながら、指導だけでなく適切な支援を行うことで、個別事案に早期対応することも求められる。
- また、いじめの再発防止については、学校・教育委員会で実施していく必要があるが、学校外やネットにおけるいじめが原因となっている場合など、学校だけでは、必ずしも十分な再発防止策を立てることが困難な場合もある状況である。

3 事業概要

- 個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒への指導・支援や重大事態調査後の学校における組織体制整備について、警察OB・OG、保護司、NPO法人、大学教授、校長OB・OG等の多職種の専門家によるチーム支援を行うために教育委員会にいじめ対策マイスターを設置。
- 学校から教育委員会に対して、個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒への指導・支援に関する相談があった際、いじめ対策マイスターを派遣し、支援を実施。
- 重大事態調査で示された再発防止策を踏まえた域内の他学校を含めた再発防止体制整備への援助・相談を行うため、いじめ対策マイスターを活用。

【委託先】

都道府県教育委員会（5箇所）【高校】
市区町村教育委員会（15箇所）【小・中学校】
※1箇所あたり約800万円～約300万円程度

【委託内容】

人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費 等

4 委託先・採択数

2 事業により目指す姿

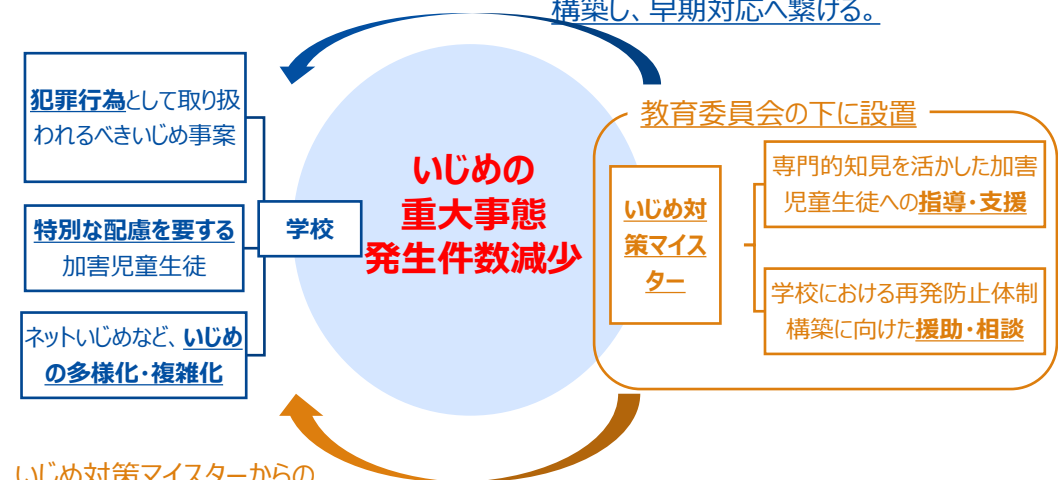
- 個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒に対する指導・支援について、学校と、多職種の外部専門家からなるいじめ対策マイスターが連携しながら進めることにより、「いじめ」の悪質性について理解を促し、加害児童生徒が抱える背景に対しても、専門的知見から適切な支援を実施することが可能となる。
- 学校がいじめの再発防止策を講じる際に、いじめ対策マイスターから助言や知見を得ながら進めることができる体制構築をすることにより、適切かつ確実な再発防止につなげることができる。

いじめ対策マイスター制度の創設により、いじめの多様化や加害児童生徒の背景に応じたきめ細かな対応を実現し、学校だけでは対応できない事案に早期に対応。

いじめ事案への直接的対応のみではなく、学校の再発防止にも伴走する体制を構築することにより、いじめの重大事態発生件数減少を目指す。

（参考）モデルイメージ

個別事案の対応・加害児童生徒への指導・支援により学校だけで抱え込ませない体制を構築し、早期対応へ繋げる。



いじめ対策マイスターからの助言や専門的知見に基づいた適切かつ確実な再発防止策の実施

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業

令和6年度補正予算額

0.7億円



1 現状・課題

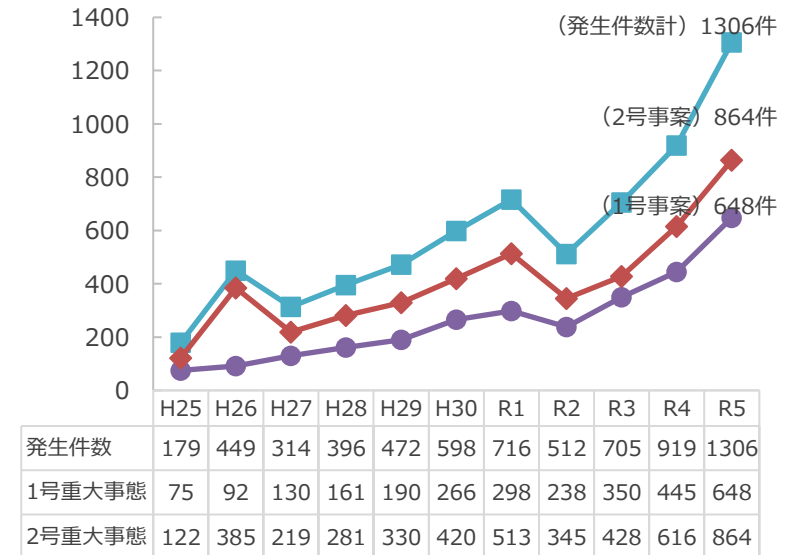
- 令和5年度のいじめの認知件数は約73万件、重大事態件数は1,306件となっており、ともに過去最多。
- いじめの重大事態1,306件のうち、約4割が重大事態に至るまでにいじめとして認知できていないなど、いじめの態様が多様化かつ複雑化する中、**いじめを認知した時点で既に重大事態に陥っているケースも多く、いかにいじめの発生を未然に防ぐことができるかが喫緊の課題。**
- これまで国としても、いじめの未然防止に資する道徳教育や人権教育を進めてきたところだが、児童生徒に対して直接的に「いじめ」とは何かを教えるような踏み込んだ内容は全国網羅的には実施していない状況。

2 事業により目指す姿

- 児童生徒が、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを認識することができる。
- **児童生徒1人1人が「いじめ」とは何かを認識し、「いじめ」を自分たちの問題として捉え、学校でいじめをしない、させない、見逃さない雰囲気づくりを自主的にすることができる。**
- 児童生徒同士がお互いを尊重し、共生していくために必要なコミュニケーション能力を身につけることができる。

全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを児童生徒自身が主体的に実施できるようになる。

(参考) いじめの重大事態件数



3 事業概要

I いじめ未然防止教育の指導教材等の作成

文部科学省から先進的な取組を行う教育委員会等に委託し、いじめ未然防止教育の実践研究を実施。いつどこで何を教えるかといった全体像を示しそれに基づいた**指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成**し、全国の教育委員会等に対しても周知することにより、成果の普及につなげる。



II いじめ未然防止教育に資する動画教材の作成

いじめ未然防止教育について、学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、先進的な取組を行う教育委員会と連携した**指導過程を解説した動画教材の作成**を事業者に対して委託。対象児童生徒の発達段階に応じて使い分けることができるよう作成することでより実効性のある教育を可能にする。また、いじめの未然防止に関して、**一般向けの啓発動画を作成**し、多様なチャンネルを活用して発信する。



4 委託先・採択数

【委託先】

- I 都道府県・市区町村教育委員会
- II 研究機関・民間事業者等

【委託内容】

- (4箇所) 有識者会議開催費、諸謝金、指導事例集作成費 等
- (1箇所) 動画作成費、広告掲載費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)